

## 特記仕様書

### 1. 適用

本特記仕様書は、「令和〇年度 配水池不断水清掃業務」に適用する。

### 2. 目的

本業務は〇〇配水池及び〇〇配水池において、経年による底面堆積物を断水することなく、水底清掃ロボットにて清掃するとともに、配水池内部を搭載の水中カメラにて調査を行い、維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約日から令和〇年〇月〇日まで

### 4. 履行場所及び清掃面積

(1) 〇〇配水池 〇〇市〇〇町〇〇

RC 構造 2 槽式 内法 1 0 m × 5 m × 2 槽 底面積：〇㎡

(2) 〇〇配水池 〇〇市〇〇町〇〇

PC 構造 1 槽式 内法Φ 2 0 m 底面積：〇㎡

### 5. 業務概要

水底清掃ロボットを配水池の開口部より投入し、池内の状況を映像モニターで確認しながら、底面に堆積した沈殿物を池外へ排出除去し、併せて池内構造物の点検調査を行う。

### 6. 施工体制

(1) 現場代理人は作業現場に常駐し、現場の運営・安全管理等に努めること。

(2) 本業務は上水道の稼働施設内であることから安全衛生管理上、現場代理人は配水池ロボット清掃業務の現場管理経験の豊富な者を選任すること。

### 7. 安全管理

(1) 作業に際しては、労働安全衛生法及び関係諸法令を順守し、従事者の安全を優先し業務にあたること。

(2) 清掃作業が他の作業・工事と競合、隣接する場合には、相互に協調を図るよう努力し、安全衛生に万全を期さなければならない。

(3) 現場環境を常に良好な状態に保ち、作業に使用する機械器具類その他の資機材を常時点検して、作業従事者の安全を図ること。

- (4) 作業に伴い安全用具(ヘルメット、安全帯)を使用しなければならない。また、機器等は定められた用途以外には使用しないものとする。
- (5) 作業従事者の安全を考慮し、配水池上部マンホール等開口部内への出入りは原則不可とする。やむを得ない事情により出入りしなければならない場合は、担当者と協議の上、換気、ガス濃度測定等により酸素欠乏症等を防止しなければならない。
- (6) 作業中に事故が発生した場合、直ちに作業を中止して応急措置を講じるとともに、担当者はもとより、関係機関等に連絡し、その指示に従い被害拡大の防止に努めこと。

## 8. 衛生管理

本業務は水道施設内での作業のため、衛生管理には十分留意し、常に清潔を保持すること。また、水道法第21条により、作業従事者全員の腸内細菌検査結果を着手前に監督員に提出すること。有効期間は履行期間を含む6か月以内とする。

## 9. 清掃作業

- (1) 受託者は、現場の状況を把握した上で、その期間内において最大の効果が期待できるよう担当者と協議し、適正に作業の工程管理を行わなければならない。
- (2) 使用する水底清掃ロボットは浄水用のものとし、耐水深が配水池等の水深以上に対応すること。排水ホース延長、ケーブル延長についても清掃作業に十分な長さとする。
- (3) 配水池内で使用する機材は毎回現場において次亜塩素酸ナトリウムにて消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意する。(消毒液残留塩素濃度：10mg/L以上)
- (4) 稼働中の施設内での清掃作業のため、濁水の発生防止を徹底するだけでなく、安全かつ衛生管理を重視すること。
- (5) 配水池内への機材搬入時は、消毒したゴム手袋等を使用し、機材が直接人体に接触しないようにすること。
- (6) 清掃作業中はマンホール等開口部が解放されるため、養生シート等を使用し異物等が入り込まないようにすること。
- (7) 水底清掃ロボットによる排水は担当者の指示する場所に排水し、近隣住民に迷惑のかからないよう努めなければならない。
- (8) 清掃作業中、配水池内または水質に異常が発生した場合は直ちに清掃作業を中止し、担当者に報告して指示に従うこと。
- (9) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意し行うこと。

## 10. 施設内部調査

清掃作業に併せて、水底清掃ロボット搭載の水中カメラにより、施設内部の状況(配管類、水位計、昇降設備、壁面等)を調査し、静止画および動画にて記録すること。

## 1 1. 提出書類

受託者は速やかに次の書類を提出すること

### (1) 契約後の提出書類

- ・着手届
- ・工程表
- ・現場代理人届
- ・現場代理人経歴書
- ・作業員名簿
- ・腸内細菌検査結果

### (2) 業務完了後の提出書類

- ・作業写真帳（作業前、作業中、作業完了後、内部点検調査）
- ・作業報告書
- ・水中カメラ映像（DVD）
- ・完了届

## 1 2. その他

本特記仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

以上